

岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における国税に関する申告期限等を指定する件

国税庁告示第 20 号

国税通則法施行令（昭和 37 年政令第 135 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における国税に関する申告期限等を延長する件（平成 30 年 7 月国税庁告示第 18 号）において別途国税庁告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に国税の納税地を有する者に係るものについては、その期限が平成 30 年 7 月 5 日から平成 30 年 11 月 26 日までの間に到来するものについて、平成 30 年 11 月 27 日までとする。

平成 30 年 10 月 17 日

国税庁長官 藤井 健志

都道府県名	地 域
岡山県	岡山市北区、岡山市東区、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市